

上小阿仁村社会福祉協議会指定第1号事業者(訪問型)

指 定 年 月 日	平成18年4月1日					
指定事業所番号	0572103182号					
管 理 者	菅 沼 和 也	法令順守責任者	菅 沼 和 也			
住 所	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原80					
電 話 番 号	0186-77-3057					
職 員 の 体 制	(1) サービス提供責任者は1人以上とし、指定訪問介護等の利用申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。 (2) 訪問介護員等は常勤換算で2.5人以上とし、指定訪問介護等の提供を行う。なお、訪問介護等は、介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者とする。					
営 業 日	災害その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から土曜日					
提 供 時 間	午前8時00分～午後6時00分まで					
通常の実施地域	上小阿仁村					
利 用 料	法定代理受領分	厚生大臣の定める基準額の1割または2割または3割				
	法定代理受領分以外	厚生大臣の定める基準額				
	費用負担表					
	サービス名称	サービス内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
	訪問型サービス(独自)Ⅰ(1月につき)	週1回程度の訪問型サービス費(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1)	11,760円/月	1,176円	2,352円	3,528円
	訪問型サービス(独自)Ⅱ(1月につき)	週2回程度の訪問型サービス費(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	23,490円/月	2,349円	4,698円	7,047円
	訪問型サービス(独自)Ⅲ(1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス費(独自)が必要とされた者(要支援2)	37,270円/月	3,727円	7,454円	11,181円
	加算の種類	加算額				
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)	
	初回加算	2,000円	200円	400円	600円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の24.5%	左記の1割	左記の2割	左記の3割		
特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%	左記の1割	左記の2割	左記の3割		
同一建物に対する減算	所定単位数の10%					
苦情申立窓口	場 所	電 話 番 号		相 談 員		
	上小阿仁村社会福祉協議会	77-3057		サービス提供責任者		
	村介護保険相談窓口	77-2221				
	地域包括支援センター	77-3008				
	秋田県国民健康保険団体連合会	018-862-3850				